

平成31年 4月 1日

公益財団法人東京都道路整備保全公社「週休2日制確保試行工事」Q&A

Q1 降雨、降雪等による予定外の休工日は、現場閉所として認められますか。

A1 認められます。

Q2 要領3(3)の「巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業」とはどのような作業ですか。

A2 次のような場合が考えられます。

- ・災害の発生が予想される場合の予防作業及び災害発生時の対応作業
- ・立入禁止柵の設置、風飛散対策等の第三者災害の防止作業や安全パトロール
- ・交通誘導警備

Q3 現場閉所届は、数日分をまとめて1枚の様式に記載し、提出することはできますか。

A3 計画的な(原則、変更なく現場閉所を実施する)現場閉所日を、まとめて記載、提出することは認めます。ただし、予定外の現場閉所につき、やむを得ず後日提出する場合には、速やかに提出することを原則とするため、作業日を跨いで現場閉所日をまとめることは認めません。

Q4 週休2日の確保を理由に工期延伸は認められますか。

A4 発注時の工期設定は、特記仕様書にも記載のとおり、休日(土・日・祝日)等を算入していません。したがって、週休2日を確保したことは工期延伸の理由とはなりません。ただし、要領4に示すような受注者の責によらない場合は適切に工期の変更を行ってください。

Q5 実施要領4③「その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合」とはどのような場合ですか。

A5 次のような場合が考えられます。

- ・著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ・資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合など

Q6 工期延伸した場合の週休2日の考え方はどうなりますか。

A6 延伸した部分も含めた工事単位で、要領3に示す考え方にに基づき実施してください。

Q7 書類作成費について、補正する経費に含まれるため、別途計上しないとのことですが、4週6未満となり経費補正しない場合は計上できますか。

A7 週休2日を推進していくため、平成31年4月1日以後公告等を行う案件については、4週6休未満の経費補正しない場合についても、書類作成費は計上できません。

Q8 本要領の適用範囲について、「平成31年4月1日以後起工し、公告等を行う案件」となっているが、平成31年4月に公表された案件は全て対象となりますか。

A8 平成31年4月に公表された案件であっても、本要領の適用対象外となる場合があります。適用については、特記仕様書及び発注予定表を確認して下さい。

Q9 夏季休暇期間における休日取得率はどう考えればいいですか。

A9 夏季休暇期間については、対象期間内日数及び現場閉所日数に含めず、休日取得率を算出してください（別添7の例2参照）。

Q10 夏季休暇について、当初設計で想定していたお盆時期以外に夏季休暇を取得できますか。

A10 発注者との協議により、お盆時期以外の7月～9月の間で夏季休暇を取得することができます。この場合、受注者は受注者等提出書類処理基準の協議書（東京都建設局統一26様式）を提出して下さい。なお、夏季休暇期間の変更がない場合は協議書の提出は不要です。

Q11 やむを得ない理由で夏季休暇を取得できない場合はどうすればいいですか。

A11 夏季休暇期間において、作業を行う場合は、休日等の工事施工届（東京都建設局統一24様式）を事前に提出して下さい。

Q12 工事後半等にまとめて休日を取得し、週休2日（休日取得率）を確保してもいいですか。

A12 労働基準法では、「使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも1回の休日を与えなければならない。ただし、4週間を通じて4日以上の日を与える場合には、例外として変則週休制が認められている。」とされています。

このため、月単位（4週）で考えると、最低でも4日間の休日は必要となり、まとめた休日取得は労働基準法に違反することが懸念されます。

なお、本試行工事は、完全週休2日制の実現に向けた取組であるため、休日取得の平準化に努めていただくようお願いします。